

令和5年11月6日
国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所

工事発注手続きについて

～「R5前橋・桐生管内橋梁・横断歩道橋補修工事」の発注手続きを行います～

高崎河川国道事務所が発注する「R5前橋・桐生管内橋梁・横断歩道橋補修工事」において、不調・不落対策等を試行、採用します。

工事発注において予定価格超過や入札参加者がいないことなどを理由として、入札のとりやめや不調が予想される工事について、不調・不落対策等を試行、採用しています。

今回発注する「R5前橋・桐生管内橋梁・横断歩道橋補修工事」については、以下のとおり不調・不落対策等を試行、採用します。

【不調・不落対策等】

1. 公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式） 企業実績評価型
2. 競争参加資格の緩和
3. 難工事指定
4. 余裕期間制度（任意着手方式）
5. 施工箇所が点在する工事の積算

※詳細は次頁をご覧ください。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ・テレビ記者会 高崎記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 高崎河川国道事務所

電話：027-345-6000（代表） FAX：027-345-6085

副所長 洲永 美秋（すなが よしあき）（内線204）

道路管理第二課長 馬場 治男（ばば はるお）（内線441）

《工事概要》

- (1) 工 事 名：R 5 前橋・桐生管内橋梁・横断歩道橋補修工事
- (2) 工事場所：前橋出張所管内及び桐生国道維持出張所管内
- (3) 工 期：工事の開始から265日間
(但し、令和6年4月5日（工事着手期限）までに工事を開始すること。)
- (4) 入札方式：公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式）企業実績評価型
- (5) 工事種別：橋梁補修
- (6) 工事内容（概要）
 - 1) 本町2丁目横断歩道橋
 - ・鋼部材補修 3箇所
 - ・薄層カー舗装 179㎡
 - ・落橋防止装置カバー補修 1箇所
 - ・地覆補修工 1式
 - ・階段補修工 45㎡
 - ・現場塗装工 700㎡
 - ・仮設工 1式
 - 2) 浜尻大橋
 - ・鋼板接着再注入 4箇所
 - ・鋼・ゴム製伸縮装置補修 44.5m
 - ・仮設工 1式
 - 3) 源之城跨線橋（下）
 - ・断面修復工 0.1㎡
 - ・表面被覆工 0.3㎡
 - 4) 栄橋
 - ・断面修復工 1.5㎡
 - 5) 朝日町横断歩道橋
 - ・アスファルト舗装工 19㎡
 - ・橋脚巻立て工 1式

《不調・不落対策等》

1. 公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式）企業実績評価型

競争参加者が少数と見込まれ、技術難易度が比較的低い工事について、試行するものです。

特徴は次のとおりです。なお、公共工事の実績のない企業でも参加しやすい方式となっています。

- 1) 競争参加時に配置予定技術者の申請は不要です。
(参加要件として配置予定技術者の工事経験の設定はありません。)
- 2) 総合評価における加算点の評価対象は、企業における防災に係る取組姿勢、同種工事の施工実績、本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量及び賃上げの実施を加算点としています。
- 3) 過去の工事成績や表彰実績、配置予定技術者の技術力は評価対象としません。

2. 競争参加資格の緩和

1) 地域要件の拡大

工事場所等の地理的条件を勘案し、競争参加資格の地域要件を「群馬県内」に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有する企業から「関東地方整備局管内」に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有する企業に拡大します。

2) 企業に求める施工実績の緩和

企業に求める施工実績を「補修工事（塗装塗替工のみも含む）」に限定せず、「道路橋又は横断歩道橋の補修工事（塗装塗替工のみも含む）、補強工事、新設工事のいずれかを行った工事」として緩和をします。

3. 難工事指定

本工事は、交通量の多い現道上において、交通規制を行いながら仮設工を施工することから、厳しい安全管理が必要であるため、「難工事」の指定を実施します。

「難工事」指定された工事は、完成時に70点以上の工事成績評定を通知された場合、今後発注される「難工事施工実績評価対象工事（試行）」の総合評価の評価項目において加点対象となります。なお、主任（監理）技術者または現場代理人として従事した経験について、審査基準日の月以前の4年間で評価対象となります。

4. 余裕期間制度（任意着手方式）

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、契約時に令和6年4月5日までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間内は、監理技術者等の配置が不要となります。

5. 施工箇所が点在する工事の積算について

施工箇所が点在する工事の積算について、建設機械を複数箇所に運搬する費用や交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられることから、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する「施工箇所が点在する工事の積算」を採用します。

○点在する工事箇所

- 1) 本町2丁目横断歩道橋（群馬県前橋市（まえばしし）本町（ほんちょう）2丁目）
- 2) 浜尻大橋（群馬県高崎市（たかさきし）浜尻町（はまじりちょう）地先）
- 3) 源之城跨線橋（下）（群馬県伊勢崎市（いせさきし）三和町（さんわちょう）地先）
- 4) 栄橋、5) 朝日町横断歩道橋（群馬県前橋市（まえばしし）朝日町（あさひちょう）2丁目地先、朝日町（あさひちょう）3丁目地先）



《スケジュール》

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○入札公告、入札説明書交付 | : 令和 5年11月 6日 (月) |
| ○技術資料等の提出期限 | : 令和 5年11月15日 (水) |
| ○入札書・工事費内訳書の提出期限 | : 令和 5年12月12日 (火) |
| ○開札日 | : 令和 5年12月15日 (金) |

公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式・企業実績評価型）の試行について

【メリット】

- ✓ 施工体制確保→発注工事の公募
- ✓ 資料は参加希望の意思確認時のみの提出
→資料の簡素化、合理化（個別発注時では不要）
- ✓ 手続期間の短縮
→指名通知から決定まで2週間程度
- ✓ **総合評価落札方式・企業実績評価型**
→企業における防災に係る取組姿勢と施工実績等を評価

